

## 選挙に立候補 してみた!?

選挙に「立候補」、まだ皆さんには聞き慣れない言葉ですし、周りの大人の方でも経験のある人は少ないと思います。そこで今回は、実際の選挙に立候補しようとする場合の手順をまとめてみました。

将来、この新聞の読者の中から、実際の選挙に立候補する人が出てくるかも？



### 何歳からできる？

立候補しようとする選挙によって異なりますが、**満25歳以上の日本国民であること**が多いです。選挙により**3か月以上その区域に住んでいること**が必要な場合もあります。



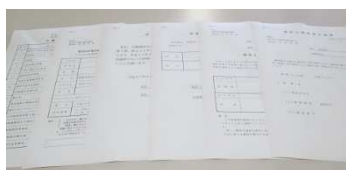
### お金は必要？

立候補の前に、「**供託金**」を法務局に預ける必要があります。選挙によって金額が異なります。一定数以上の得票があればお金は返ってきます。

## 立候補するには～実際の選挙での様子も紹介～

### ①立候補予定者説明会に参加する。

選挙管理委員会が立候補の届出手続や選挙運動についての注意事項を説明します。届出に必要な書類もここでお渡しします。



### ②立候補に必要な書類の事前審査を受ける。

届出書や添付書類に誤り等があると、届出が受理されないおそれがあるため、届出の前に、事前審査を行っています。

### 実際の届出書類（一部）

### ③立候補届出、「七つ道具」を受け取る。

告示日の8時30分～17時の間に届出を行い受理されれば、選挙運動に必要な物品を受け取り、選挙運動を行うことができます。



選挙の「七つ道具」

## 選挙啓発講座

6月から新型コロナウイルスの警戒レベルが感染警戒期に移行されたことに伴い、6月4日の新居浜西高等学校（定時制）を皮切りに、選挙啓発講座を実施しました。選挙に関する講話や模擬投票等を通して、選挙が普段の生活に密着していることを少しでも感じてもらえたかなと思います。

7月以降も継続して実施予定ですので、ご希望等がございましたらお気軽にお問い合わせください。



西高定時制（6/4）自分の意見を発表



工業3年生（6/9）模擬投票を実施



工業1年生（6/23）選挙と生活との関わりを学習